

介護老人保健施設P F Cエーデルワイス

入所利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設P F Cエーデルワイス（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額36万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 当施設は、入所時に保証金を預かる場合は利用者又は身元引受人より同意を得たうえで、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計1ヶ月分相当額18万円をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束・虐待防止等）

第8条 当施設は、身体拘束は虐待であるとの認識のもと、原則として身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙１>

介護老人保健施設PFCエーデルワイスのご案内 (令和６年６月１日 現在)

入所・居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第４０号に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

【介護老人保健施設の目的と運営方針】

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設PFCエーデルワイスの運営方針】

- 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、サービス計画書に基づきサービスを提供する。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、原則として身体拘束を行わない。
- 利用者が明るく過ごせるようなサービスを提供する。
- 利用者や家族の同意を得たサービスを提供することで、密接な関係を構築し、またボランティア等を通じ、地域に根ざした施設を目指す。

１ 事業者

事業者の名称	医療法人社団清明会
法人所在地	仙台市青葉区上愛子字街道６６－２３
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 廣井 正彦
電話番号	０２２－３０２－８８３９

２ ご利用施設

施設の名称	医療法人社団清明会 介護老人保健施設PFCエーデルワイス
施設の所在地	山形県新庄市大字本合海字福田界１８０２番地の３
管理者名	施設長 櫻田 俊郎
電話番号	０２３３－２６－２６８５
ファクシミリ番号	０２３３－２６－２６８７

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	山形県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
介護老人保健施設	平成9年3月24日	0651180002	80人
通所リハビリテーション	平成9年3月24日	0651180002	20人
短期入所療養介護	平成9年3月24日	0651180002	入所と合わせて80人以下
介護予防 通所リハビリテーション	平成21年2月10日	0651180002	通所と合わせて20人以下
介護予防 短期入所療養介護	平成21年2月10日	0651180002	入所と合わせて80人以下
居宅介護支援事業	平成12年4月1日	0671100154	35人

4 施設の概要

介護老人保健施設

敷 地		11,383㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造1階建（耐火建築）
	延べ床面積	3,627㎡
	利用定員	80名（短期入所療養介護を含む）

（1）居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	6室（4室）	18㎡	18㎡
2人部屋	2室（2室）	18㎡	9㎡
3人部屋	2室	36㎡	18㎡
4人部屋	16室（8室）	36㎡	9㎡

（注）上記（ ）内は、認知症専用棟分

（2）主な設備

設備の種類	数	面積
食 堂	2室	252㎡
機能訓練室	1室	162㎡
デイルーム	1室	180㎡

5 職員体制（主たる職員）

職 種	常 勤	非 常 勤	夜 間	業 務 内 容
医 師	1			利用者の医学的管理
支援相談員	1			利用者・家族の相談
介護支援専門員	1			施設サービス計画書の作成
看護職員	4	2 1		利用者の看護
介護職員	2 1	3	4	利用者の介護
理学療法士	2			機能訓練の指示等
作業療法士				//
管理栄養士	1			利用者の食事管理
栄 養 士	1			//
調 理 員	6			食事の管理
事務職員	2	1		施設管理
そ の 他	2	1		施設掃除等

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
施設長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務	４週 12 休
支援相談員・事務員 介護支援専門員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務	４週 8 休
看護・介護職員	早番 （ ７：３０～１６：３０） 日勤 （ ８：３０～１７：３０） 遅番 （１０：００～１９：００） 夜勤 （１７：００～ ９：００）	４週 8 休 (原則として)
理学療法士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務	４週 8 休
栄養士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務	４週 8 休
調理師	早番 （ ６：００～１５：００） 日勤 （ ８：３０～１７：３０） 遅番 （１０：００～１９：００）	４週 8 休

7 施設サービスの内容

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただきますが、体調不良時等は居室で食べて頂くことも可能です。 ・利用者が選定する特別な食事の提供 (食事時間) 朝 食 7:30 昼 食 12:00 おやつ 15:00 夕 食 18:00
排 泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、特別浴槽で対応します。
離床、着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回実施します。
機能訓練 (リハビリテーション)	・機能訓練指導員(理学療法士)による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理 (医学的管理・看護)	・常勤医師、嘱託医師により随時診察を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談及び援助	・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。(相談窓口) 支援相談員 1 名 ・相談又は相談員への電話等は、平日の8:30~17:30にお願いします。
社会生活上 の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	・毎週1回(月曜日)理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。
金銭管理	・利用者の金銭の管理は、当施設では基本的に行いません。

8 利用料

(1) 施設サービス費（介護保険制度内の料金）

※下記料金は1割負担。但し一定所得以上の方は2割または3割負担となります。

①介護老人保健施設サービス費

要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

項目	従来型個室（1人）	多床室（2～4人）
要介護1	717円/日	793円/日
要介護2	763円/日	843円/日
要介護3	828円/日	908円/日
要介護4	883円/日	961円/日
要介護5	932円/日	1,012円/日

②加算料金

項目	金額	内 容
初期加算Ⅰ・Ⅱ	60円・30円/日	入所日から30日間
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	当施設の体制による加算
夜勤配置加算	24円/日	当施設の夜勤体制による加算
認知症ケア加算	76円/日	認知症専門等加算入所者
認知症チームケア推進加算Ⅰ・Ⅱ	150円・120円/月	医療と介護が連携し、認知症ケアに取り組む場合
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)	所定単位数の3.1%/月	介護職員の処遇改善のための加算
褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ	3円・13円/月	褥瘡の予防と早期発見、早期治療に努めた場合
再入所時栄養連携加算	200円/回	医療施設と介護施設の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を作成した場合
療養食加算	6円/食	医師の食事せんに基づき療養食を提供した場合
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・Ⅱ	258円・240円/日	入所日から3ヶ月の間に集中的なりハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・Ⅱ	240円・120円/日	認知症の方に上記サービスを行った場合
外泊時費用	362円/日	外泊初日と最終日以外の中日に算定
	800円/日	試行的退所を目的とした外泊で施設が在宅サービスを提供した場合
所定疾患施設療養費Ⅱ	480円/日	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全増悪等についての医療行為を行った場合 (一月に1回 10日を限度)

緊急時治療管理		518円/日	緊急救命のための医療行為を行った場合（一月に1回 3日を限度）
ターミナルケア加算		72円/日	死亡日以前31～45日以内
		160円/日	死亡日以前4～30日以内
		910円/日	死亡日以前2日または3日以内
		1,900円/日	死亡日
入所前後訪問指導加算	I	450円/回	入所前後に居宅訪問し施設サービス計画や診療方針を決定した場合
	II	480円/回	上記Iの他、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算	400円/回	試行的な退所時の療養上の指導を行った場合
	退所時情報提供加算 I II	500円・250円/回	退所後の担当医への診療情報提供を行った場合
	入退所前連携加算 I II	600円・400円/回	退所後の介護支援事業所への診療情報提供を行った場合
若年性認知症利用者受入加算		120円/日	若年性認知症の方ごとに個別担当を定めた場合
認知症情報提供加算		350円/回	他院へ認知症診断のための紹介を行った場合
自立支援促進加算		300円/月	自立支援、重度化防止に向けて必要な情報活用を行った場合
科学的介護推進体制加算 I・II		40円・60円/月	入所者の基本情報を厚生労働省に提出しケアの質の向上を図った場合
安全対策体制加算		20円/回	安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合 入所時に1回のみ加算
リハビリテーション マネジメント計画書情報加算 I II		53円・33円/月	リハビリテーションデータを厚生労働省に提出し、質の高いリハビリテーションマネジメントを行った場合
認知症行動・心理症状緊急 対応加算		200円/日	認知症の方の緊急入所を受け入れた場合
排せつ支援加算 I・II・III		10円・15円・20円/月	排せつに関する支援計画、マネジメントを行った場合
栄養マネジメント強化加算		11円/日	栄養状態を維持、改善するための加算
安全管理体制未実施減算		△5円/日	事故発生時の対策がなされていない場合
身体拘束廃止未実施減算		△所定単位数の 10%/日	身体拘束に関して運営基準を満たしていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算		△所定単位数の 1%	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
業務継続計画未策定減算		△所定単位数の 3%	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

※所定単位数＝（介護老人保健施設サービス費 ＋ 各種加算・減算）

(2) 居住費・食費（介護保険制度外の料金）

所得に応じて負担額が違います。以下は1日あたりの自己負担分です。

所得段階	居 住 費		食 費
	多床室	個室	
第1段階	0円	550円	300円
第2段階	430円	550円	390円
第3段階①	430円	1,370円	650円
第3段階②	430円	1,370円	1,360円
第4段階以上 (基準額)	437円	1,728円	1,500円

* 負担限度額認定証に記載されている負担限度額が、一日にお支払いしていただく上限となります。

(3) その他の料金（介護保険制度外の料金）

- ①洗濯代（施設に委託する場合） 7,700円/月
 * 月途中で入退所の場合は、770円/回 となります。
 * 水洗い不可の物（ドライクリーニング品など）は、別途料金がかかります。
- ②理美容代 2,000円/回
- ③電気代（1点） 10円/日
- ④通話料金 実費費用
- ⑤文書料（診断書その他証明書等） 内容により加算
- ⑥予防接種代 実費費用
- ⑦その他 実費費用を加算

(4) 支払い方法等

- ・毎月10日に、前月分の請求書を発行します。
- ・お支払い方法は、金融機関口座振替、指定口座への振り込み、または現金払いとなります。

9 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話・面談・文書などで受け付けいたします。)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたします。管理者に直接お申し出いただくこともできます。

なお、支援相談員の勤務時間は下記の通りです

平 日 8:30 ～ 17:30

担当者：支援相談員 滝口 由里子

(2) 保険者及び国民健康保険の相談窓口

市町村の窓口	新庄市成人福祉課または 各町村健康福祉課
電 話 番 号	新庄市 : 22-2111 舟形町 : 32-2111 真室川町 : 62-3436 金山町 : 52-2111 最上町 : 43-3117 大蔵村 : 75-2111 鮭川村 : 55-2111 戸沢村 : 72-2111
担 当	介 護 保 険 係

公的団体の窓口	山形県国民健康保険団体連合会
住 所	寒河江市大字寒河江字久保6番地
電 話 番 号	0237-87-8006
担 当	介護保険課介護サービス苦情処理室

10 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等施設での医療の提供が困難な場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 医療法人社団清明会 PFC HOSPITAL
- ・住 所 山形県新庄市大字福田806番地

・協力医療機関

- ・名 称 渡部医院
- ・住 所 山形県新庄市五日町720-2番地

・協力歯科医療機関

- ・名 称 さいとう歯科クリニック
- ・住 所 山形県新庄市沖の町5-50番地

1 1 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	2個所
	非難出口	4個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
消防計画等	消防署への届出日：令和元年8月1日 防火管理者：鈴木 隆裕			

1 2 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせません。食事やおやつなどの持ち込みにはご配慮いただきます。
- 面会・・・・・・・・・・・・・・・・・・10：00～17：00です。面会記録用紙に必要事項を記入していただきます。感染症拡大防止のため、面会の中止やオンライン面会、予約面会となることもあります。
- 外出・外泊・・・・・・・・・・・・・・・・・・外出・外泊は医師の許可のもといつでも自由にできます。希望される時は、事前に電話などでご連絡お願いします。当日は、外出外泊希望届に記入していただきます。食事を中止された場合の変更等は受け付けませんのでご注意ください。
- 飲酒・喫煙・・・・・・・・・・・・・・・・・・当施設内での飲酒・喫煙は禁止されております。
- 火気の手扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・当施設内での火気の手扱いは厳禁です。
- 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・金銭等の貴重品は持ち込まないようにお願いいたします。当施設内での貴重品の紛失に関しましては、当施設では責任を負いかねます。
- 外泊時等の施設外での受診・・・・・・・・・・外泊中の他医療機関への受診が必要になった場合は当施設に連絡し、当施設の指示に従ってください。
- ペットの持ち込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ペットの持ち込みは他の利用者の迷惑になりますのでおやめください。

13 禁止事項

当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

※ 当施設についての詳細はパンフレット等も用意しております。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて

(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

<別紙3>

個人情報利用目的

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設PFCエーデルワイスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供